

## 職場意識改善計画

### 1 実施体制の整備のための措置

①労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備	(1年度目)	労働時間制度改善委員会を設置し、委員の選任（委員4名の予定）を行い労働時間制度（含む休暇）の見直しを行う。
	(2年度目)	上記委員会を定期（前期・後期）開催し、計画の実施状況について検討する。また、労働時間制度改善委員の報告に基づく検討及び協議を行う。
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1年度目)	労働時間制度改善委員会で協議し、担当者を選任する。
	(2年度目)	苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者は、個々の苦情、意見及び要望を取り纏め労働時間制度改善委員会に報告する。

### 2 職場意識改善のための措置

①労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目)	全従業員に対し、全体会等を利用し、職場意識改善計画の周知を図る。
	(2年度目)	職場意識改善計画に基づき、各人からの意見、苦情及び要望等の提案推進を図る。
②職場意識改善のための研修の実施	(1年度目)	労働時間制度（含む休日、休暇）についての研修会の実施（外部講師等を予定）
	(2年度目)	ワーク・ライフ・バランスについての研修会の実施（外部講師等を予定）

3 労働時間等の設定の改善のための措置

①年次有給休暇の取得促進のための措置	(1年度目)	各個人の年次有給休暇計画表を作成し、計画的に年次有給休暇が取得できるように図る。
	(2年度目)	各人の年次有給休暇取得状況を確認し、年次有給休暇の取得を促進する。 年次有給休暇を取得しやすい職場の雰囲気作りを行う。
②所定外労働削減のための措置	(1年度目)	ノー残業デーの取り組みを導入し、残業時間の軽減を図る。 (毎週水曜日の予定)
	(2年度目)	上記取組の計画の実施状況について、労働時間制度改善委員にて検討及び協議を行う。
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目)	育児・介護、自己啓発、社会活動等の時間が確保できるように、短時間正社員の導入を図る。
	(2年度目)	短時間正社員の実態の状況確認を行い、個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の報告を受けながら労働時間等について調整を行う。
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	(1年度目)	
	(2年度目)	
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	(1年度目)	
	(2年度目)	
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	(1年度目)	ノー残業デーの取り組みを導入し、残業時間の軽減を図る。